

指定管理者制度に関する基本方針

平成18年7月策定

平成19年5月改正

平成23年6月改正

平成25年5月改正

平成27年4月改正

平成29年1月改正

平成29年4月改正

つくば市

1 指定管理者制度について

平成15年9月に施行された地方自治法の一部を改正する法律により，公の施設の管理について「指定管理者制度」が創設されました。従来，市の公の施設の管理ができるのは，市，公共的団体及び市の出資法人に限定されていましたが，法改正により，広く民間事業者も管理の代行ができることになりました。

これまで各自治体では，福祉施設，体育施設，美術館・ホ－ル等の芸術文化施設などを公の施設として設置し，住民に様々なサ－ビスを提供してきました。しかしながら，近年これらに相当する施設が民間においても設置され，利用者の満足度の高いサ－ビスが提供されるとともに効率的に運営される状況にあります。同時に，住民ニ－ズも多様化し，公の施設で実施する事業自体も多様性，柔軟性，さらに専門性などが求められています。こうした状況に，より効果的，効率的に対応するためには，民間のノウハウ，活力を活かすことが有効であるとの考え方に立ち，管理主体，範囲等の制限を外しつつ，公の施設として適正な管理を行う仕組みを整備したものが，この指定管理者制度です。

2 指定管理者制度活用の基本的考え方

指定管理者制度の活用については，次の考え方により行うものとします。

- (1) 民間事業者などのノウハウにより住民サ－ビスの向上や管理経費の効率的活用が期待できる施設については，積極的に制度の活用を図る。
- (2) 民間事業者などに同種のサ－ビス提供を行うものがなく，市が主体となって事業展開を図り住民サ－ビスに寄与する施設については，制度の活用を見送る。
- (3) 指定管理者の選定に当たっては，原則，公募を行うものとする。ただし，施設の管理運営上特別の事情がある場合は，この限りでない。
- (4) 指定管理者の選定に当たっては，選定委員会を設け選定する。
- (5) 指定管理者の指定の期間は最長5年間とし，各施設の管理運営の状況などを考慮の上，施設ごとに定めるものとする。

3 指定管理者制度導入の進め方

市の公の施設については、社会経済状況の変化や市民ニーズを的確に捉えて、各施設の在り方やその目指す方向を明らかにしていきます。その上で、管理運営方法として指定管理者制度が適当である施設については、条件や準備が整い次第、指定管理者制度への移行を図ることとします。

4 指定管理者選定の考え方

(1) 選定方法

ア 公募による選定

施設ごとに事業内容や運営に当たっての要件等を具体的に定め公募をおこないません。また、施設によっては民間事業者等のアイデア等を活かす提案型の公募方法も取り入れていきます。その結果、応募者から提出された事業計画書等を基に審査し、選定を行います。

イ 公募によらない選定

つくば市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第4条第2項の規定により、公の施設の設置目的を効果的、かつ、適正に達成することができるものと認められる団体で、つくば市が出資しているものを指定管理者の候補者として選定することができます。なお、この場合においても、事業計画書等の提出を求め、審査した上で、選定を行います。

(2) 審査・選定基準

審査に当たっては、「住民サービスの向上」と「管理経費の縮減」を総合的に評価します。審査の項目としては以下の項目を共通のものとしします。

ア サービスの実施に関する事項

- (ア) 施設の設置目的を十分発揮する内容となっているか。
- (イ) 利用者の平等な利用の確保が図られるか。
- (ウ) 利用者の声を反映する仕組みとなっているか。

(エ) 被雇用者の技術向上や待遇等研修体制が整っているか。

イ 経営能力等に関する事項

(ア) 管理を安定的に遂行する物的・人的能力があるか。

(管理運営のノウハウ，同種業務の実績，資格者の登録の有無，必要な資材等の整備状況など)

(イ) 管理運営経費の縮減が図られるか。

(ウ) 個人情報適切に管理できるか。

(エ) 安全管理が確保されているか。

(3) 評価・選定の手順と組織

指定管理者を選定する手順としては，公募による場合，公募によらない場合のいずれも，審査・選定組織において指定管理者候補者の検討を行い，結果を市長へ報告します。市長は，指定管理者候補者を決定後，議会に指定の議案を提出し，議会の議決を経て指定管理者が決定されます。審査・選定組織は，政策イノベーション部において設置し，委員には，原則として，半数の学識経験者等を加えるものとします。

(4) 評価・選定結果の公表について

評価・選定結果の概要については，公表するものとします。

5 指定手続き等に関する基本事項

(1) 管理業務の範囲

現行の条例で定める管理業務を基本とし，施設利用に関する利用承認等については，指定管理者の業務とします。

(2) 指定期間

指定管理者の指定の期間は，業務運営の効率性や安定性を勘案し最長5年間とし，サービス提供の継続性や施設運営のために必要な機器の償却期間など各施設の事情を考慮して，適切な期間を個別に決定することとします。

(3) 個人情報保護

指定管理者に対しては、個人情報保護条例の規定に従い、選定に当たっての審査項目の一つに個人情報の適切な管理を加えます。さらに、施設ごとに作成する協定の中で、具体的な個人情報の取り扱いの取り決めと事故が生じた場合の対応を定めます。

(4) 利用料金制度

施設の使用料を指定管理者の収入とする利用料金制度については、利用料金制度を最大限活用することで利用者に対するサービスの向上や指定管理者のノウハウを發揮し経営努力を促すという観点から、導入が可能なものについて、利用料金制度の活用を図ります。

(5) 指定管理者の継続的な評価

指定管理者による管理の実施状況については、当初の提案内容どおりに実施されたか、それにより適切な住民サービスが提供されているかなど事業報告の提出を求め毎年度継続的に評価していきます。